⑺　協定第百二十条を改め、締約国の司法当局は、民事上の司法手続において、損害賠償の額を決定するに当たり、権利者が提示する合理的な価値の評価を考慮する権限を有すること等を定める。（第十三条関係）

⑻　協定第百二十一条を改め、各締約国は、不正商標商品及び著作権侵害物品並びに当該不正商標商品及び著作権侵害物品の材料及び道具の没収又は廃棄が侵害者に対するいかなる補償もなく行われることを確保すること等を定める。（第十四条関係）

7　協定第十章（政府調達）の改正

⑴　協定第百二十四条の前に協定第百二十三条のＡから協定第百二十三条のＣまでを加えることを定める。これらの条の規定の概要は、次のとおりである。（第十五条関係）

イ　各締約国は、政府調達に関する措置の透明性を高めること及び政府調達に関する措置を客観的かつ効果的な方法で実施することを行うよう努めること等を定める。

ロ　各締約国は、法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定及び行政上の手続であって自国の政府調達に係るもの並びにこれらの修正を速やかに公表することを定める。

ハ　一方の締約国は、議定書の効力発生の後に自国の政府調達市場へのアクセスに関する利益を第三国に与える場合には、他方の締約国の要請に基づき、当該他方の締約国との間で交渉するための機会を十分に与えることを定める。

⑵　協定第百二十四条を改め、各締約国は、政府調達に関する両締約国間の連絡等を円滑にするため、連絡部局を指定すること等を定める。（第十六条関係）

⑶　協定第百二十四条の次に協定第百二十四条のＡを加え、政府調達の制度に関する理解を高めるための両締約国間の協力について定める。（第十七条関係）

⑷　他の条の改正に伴う協定第百二十五条２の規定の技術的な修正について定める。（第十八条関係）

8　協定第十五章（最終規定）の改正

⑴　協定第百五十条を改め、協定の附属書及び注釈のほか、協定の付録も協定の不可分の一部を成すことを定める。（第十九条関係）

⑵　協定第百五十二条３を改め、両締約国政府間の外交上の公文の交換によって行うことができる改正の対象として、統一システムの改正に伴う協定附属書一に関係する改正であって関税率の変更を伴わないものを追加する。（第二十条関係）

9　協定附属書の改正

協定附属書一及び協定附属書八から協定附属書十までを、この議定書の附属書Ｂからこの議定書の附属書Ｅまでに定めるところによりそれぞれ改めることを定める。（第二十一条～第二十四条関係）

10　議定書の附属書及びその付録の位置付け

この議定書の附属書及びその付録がこの議定書の不可分の一部を成すことを定める。（第二十五条関係）

11　効力発生

この議定書の効力発生等について定める。（第二十六条関係）

12　議定書の附属書（附属書関係）

⑴　附属書Ａ（協定の目次の改正）

協定の新たな目次について定める。

⑵　附属書Ｂ（協定附属書一の改正）

イ　協定附属書一第一編（一般的注釈）の改正

協定附属書一第一編に規定する一般的注釈を、ロに記載する日本国の関税に係る約束の修正及びハに記載するインドネシアの関税に係る約束の修正にそれぞれ対応したものとなるよう修正する。

ロ　協定附属書一第二編（日本国の表）の改正

協定附属書一第二編に定める日本国の関税に係る約束に関し、百十四品目について関税の撤廃及び引下げ等を行うことを定める。

ハ　協定附属書一第三編（インドネシアの表）の改正

協定附属書一第三編に定めるインドネシアの関税に係る約束に関し、二十五品目について関税の撤廃、関税の引下げ等を行うことを定める。

⑶　附属書Ｃ（協定附属書八の改正）

イ　協定附属書八第一編（日本国の特定の約束に係る表）の改正

協定附属書八第一編に定めるサービスの貿易に関する日本国の特定の約束を修正する。その概要は、次のとおりである。

㈠　各分野に共通の制限として、日本国における土地の取得等について定める。

㈡　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）についての約束の範囲を拡大する。

ロ　協定附属書八第二編（インドネシアの特定の約束に係る表）の改正

協定附属書八第二編に定めるサービスの貿易に関するインドネシアの特定の約束を修正する。その概要は、次のとおりである。

㈠　自己が所有し、又は賃借する不動産（住宅用途及び複合用途の高層建築物に限る。）に関するサービスについて約束を行う。

㈡　倉庫サービスについて約束を行う。

㈢　貨物運送取扱サービスについて約束を行う。

⑷　附属書Ｄ（協定附属書九の改正）

協定附属書九第一編（日本国の表）を改め、サービスの貿易についての最恵国待遇に関する規定が適用されない日本国の措置として、日本国における土地の取得等について定める。

⑸　附属書Ｅ（協定附属書十の改正）

イ　協定附属書十第一編（日本国の特定の約束）の改正

協定附属書十第一編に定める自然人の移動に関する日本国の特定の約束を修正する。その概要は、次のとおりである。

㈠　インドネシアの自然人のうち、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者及び日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務活動に従事する者について、その一時的な滞在の期間を五年までの期間に改める。

㈡　インドネシアの自然人のうち、日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事する者の入国及び一時的な滞在に係る約束及び条件を改める。

ロ　協定附属書十第二編（インドネシアの特定の約束）の改正

協定附属書十第二編に定める自然人の移動に関するインドネシアの特定の約束を修正する。具体的には、日本国の自然人のうち、インドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務活動に従事する者について、業務活動の範囲を拡大する。

◇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定（条約第四号）（外務省）

この協定は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の除去等を目的として日本国とキルギス共和国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

１　この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。日本国においては所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税、防衛特別法人税及び住民税について、キルギス共和国においては法人の利得に対する租税及び個人に対する所得税について適用する。（第一条及び第二条関係）

２　この協定上、一定の用語は、それぞれこの協定において定義された意義を有し、この協定に定義されていない用語は、各締約国の法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

３　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得に対してのみ当該他方の締約国において課税することができる。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特別の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得に対して課税することができる。（第六条～第九条関係）